

愛知医科大学と愛知学院大学との大学間連携に関する協定書

愛知医科大学と愛知学院大学（以下「両大学」という。）は、両大学間の交流を推進するため、次のとおり大学間連携に関する包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、両大学が教育研究及び社会貢献活動の分野で包括的に緊密な協力関係を築き、連携を深めることで、双方の教育研究活動の充実、教育の質的向上、人材の育成、活力ある地域社会の形成及び教職員の資質向上等に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 両大学は、前条の目的を達成するために、次の事項について相互に連携・協力し、取組を行う。

- （1） 地域社会の健康課題への対応に関すること
- （2） 学生の専門職としての資質向上に関すること
- （3） 教育・研究を目的として両大学で人事交流すること
- （4） 教育・研究を目的として両大学が所有する施設設備を共同で使用すること
- （5） 各種事業の相互連携に関すること
- （6） 教育・研究及びその他の諸活動に対する情報交換・協働に関すること
- （7） その他、前条の目的を達成するために両大学が必要と認めること

2 前項の取組を行うに当たって必要があると認める場合は、両大学において協議の上、別に協定書を定めるものとする。

（連絡調整窓口）

第3条 前条の連携・協力を円滑かつ効果的に進めるため、両大学に窓口を設置し必要な連絡調整を行うものとする。

（守秘義務等）

第4条 両大学は、本協定に基づく連携・協力において、相手大学から書面により秘密である旨を明示の上、受領した情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について、第三者に提供、開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号に掲げる事由に該当する場合はこの限りではない。

- （1） 相手方から情報を受領した者（以下「受領者」という。）が情報を開示した者（以下「開示者」という。）から開示を受ける前に、既に知っていたもの又は保有していたもの
- （2） 受領者が開示者から開示を受ける前に、受領者が開示者に対して負う義務に違反することなく、既に公知又は公用となっていたもの
- （3） 受領者が開示者から開示を受けた後に、受領者の責に帰すべき事由によらずに公知となったもの
- （4） 受領者が正当な権限を有する第三者から取得した情報で、当該第三者が開示

者に対して負う義務に違反することなく受領者に開示したもの

- （5） 受領者により秘密情報によらずに独自に開発されたもの
- （6） 書面により開示者から秘密保持義務を負わない旨の事前の承諾を得たもの

（有効期間）

第5条 本協定は、締結の日から発効し、有効期間は協定締結の日から1年後の日が属する年度の末日とする。ただし、本協定の有効期間満了の3ヶ月前までに両大学のいずれからも改廃の申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 本協定に定める事項に疑義が生じた場合又は本協定に定めるものの他に合意すべき事項が生じた場合は、両大学で協議の上、新たに定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、両大学が署名の上、各大学1通を保有する。

令和4年3月28日

愛知県長久手市岩作雁又1番地1
愛知医科大学

愛知県日進市岩崎町阿良池12
愛知学院大学

学長 祖文江元

学長 引田弘道